

平成 29 年 3 月 28 日
金融庁

経済価値ベースの評価・監督手法の検討に関する
フィールドテストの結果概要について

目次

| | |
|--------------------------|---|
| I. 背景および目的 | 2 |
| I.1. 背景 | 2 |
| I.2. 目的 | 2 |
| II. 実施内容 | 2 |
| II.1. 概要 | 3 |
| II.2. 対象保険会社 | 3 |
| II.3. 計算方法 | 3 |
| II.4. 内部モデル | 4 |
| II.5. 前回フィールドテストからの主な変更点 | 4 |
| III. 結果概要 | 4 |
| III.1. リスクとソルベンシーの状況 | 4 |
| III.2. 内部モデルの状況 | 5 |
| III.3. その他の論点 | 6 |
| IV. 今後の課題 | 6 |

I. 背景および目的

I.1. 背景

1. 経済価値ベースのソルベンシー規制は、資産・負債の一体的な経済価値ベースの評価を通じ、保険会社の財務状況を的確に把握しようとする枠組みであり、保険会社のリスク管理の高度化にも資するものである。このため、金融庁では、平成 22 年 6 月及び平成 26 年 6 月に全保険会社を対象としてフィールドテストを実施するとともに、関係者との対話等を通じて、その導入に向けた検討を行ってきた。
2. 一方、IAIS¹（保険監督者国際機構）では、IAIGs²（国際的に活動する保険会社グループ）を対象とした資本基準（ICS³）について、経済価値ベースの評価を前提に検討が進められており、平成 28 年 7 月には、評価手法等の技術的な論点を中心としてコンサルテーションに付されたところである。

I.2. 目的

3. こうした状況を踏まえ、我が国における適切な評価・監督手法の検討の一環として、経済価値ベースの資産、保険負債、資本の質、所要資本等の計算についての各社の対応状況、直近の低金利下におけるソルベンシーの状況、実務上の課題等を把握するため、今回のフィールドテストを実施した。
4. なお、今回のフィールドテストは、ICS フィールドテストの仕様書（平成 28 年 6 月時点）⁴に基づいて実施した。これは、過去 2 回のフィールドテストとの差異分析や、IAIS における ICS の議論への貢献等を目的としたものであり、必ずしも最終的な評価手法や監督手法の方向性を示しているものではない。

II. 実施内容

¹ International Association of Insurance Supervisors の略。

² Internationally Active Insurance Groups の略。

³ Risk-based Global Insurance Capital Standard の略。

⁴ IAIS のウェブサイト参照。なお、IAIS における直近の議論の状況を踏まえると、保険負債の割引金利や所要資本を中心に、影響の大きいいくつかの論点についての変更が検討されている。

II.1. 概要

5. 単体ベース、連結ベースの両方について、次の各項目を市場整合的な経済価値ベースで計算することを要請し、その計算の過程における実務上の問題点等についても、アンケート方式で回答を求めた（実施期間：平成28年6月～12月）。
 - a. 資産およびその他負債
 - b. 保険負債の現在推計
 - c. 適格資本⁵
 - d. 現在推計を超えるマージン（MOCE）⁶
 - e. 各リスクの所要資本

II.2. 対象保険会社

6. 我が国における全ての生命保険会社（41社）及び損害保険会社（51社）を対象とした。なお、連結ベースの計算は、国内における最上位の保険会社または保険持株会社を頂点として実施した。

II.3. 計算方法

7. ICS フィールドテストの仕様書における MAV（市場調整評価）手法⁷に基づいた計算方法とした。
8. 計算基準日は、原則として平成28年3月31日とした⁸。また、経済前提に対する感応度を把握するために、以下のシナリオに基づく計算も実施した。
 - a. 経済前提のみ、平成27年3月31日時点のものに変更
 - b. 円金利のイールドカーブを50bps上昇（パラレルシフト）
 - c. 円金利のイールドカーブを50bps下降（パラレルシフト）
 - d. 株式・不動産の時価を10%下落
 - e. 為替レートを10%円高

⁵ 損失吸収力の高いTier1適格資本と、相対的に低いTier2適格資本で構成される。

⁶ Margin over the Current Estimateの略。ICP（Insurance Core Principles）14.7項参照。

⁷ MAVはMarket Adjusted Valuationの略。なお、ICSでは、MAV手法に加え、GAAP+（会計基準調整）手法も並行して検討されているが、我が国における過去の検討との整合性や作業負荷等を鑑み、GAAP+手法は本フィールドテストの対象外とした。

⁸ 実務上対応が困難な社については、平成27年3月31日とした。その場合、aのシナリオについては、経済前提のみ、平成28年3月31日時点のものに変更したシナリオとした。

9. 生命保険会社については、保険負債の割引金利の補外方法⁹の違いによる影響を把握するため、以下の2種類の方法を試行した。
- a. フォワードレートがUFR¹⁰に収束するように補外する方法¹¹
 - b. 市場の金利を参照する期間の最終年限のフォワードレートを一定として補外する方法

II. 4. 内部モデル

10. 内部管理に用いているモデル（内部モデル）が存在する場合は、当該内部モデルによる計算結果も要請し、今回のフィールドテストの結果との差異分析、モデルの仕様・検証態勢等についても、アンケート方式で回答を求めた。

II. 5. 前回フィールドテストからの主な変更点

11. 保険負債の割引金利について、超長期の金利の補外方法を変更したことに加え、無リスク金利へのスプレッドの上乗せを新たに試行した。
12. 所要資本について、リスク係数・ストレスシナリオを変更したことに加え、大量解約リスク、テロ攻撃・パンデミック・賠償責任等の巨大災害リスク、資産集中リスクに関する所要資本の計算を新たに試行した。
13. その他、資産や資本の質の評価、連結ベースでの計算等を新たに試行した。

III. 結果概要

III. 1. リスクとソルベンシーの状況

14. ESR¹²は、平成27年3月末の経済前提では生命保険会社が150%（41社平均）、

⁹ 保険負債の割引金利は、一定の流動性がある信頼度の高い期間は市場の金利を参照する一方で、それを超える期間は何らかの方法で設定（補外）する必要がある。

¹⁰ Ultimate Forward Rateの略（終局フォワードレート）。

¹¹ ICSフィールドテストにおける仕様であり、円金利の場合、補外開始点は30年、収束期間は30年、UFRの水準は3.5%とされている。なお、UFRの水準はマクロ経済的な観点から設定されており、円金利の3.5%は、長期経済成長率1.5%と長期インフレーションターゲット2.0%の合計。

¹² Economic Solvency Ratioの略（経済価値ベースのソルベンシー比率）。経済価値ベースの適格資本を所要資本で除した値。

損害保険会社が201%(51社平均)、平成28年3月末の経済前提ではそれぞれ104%(同)、194%(同)と、いずれも適格資本が所要資本を超える水準となった。また、生命保険会社のESRについては、経済前提(特に、円金利)に対する感応度が大きいことが確認された。

15. 生命保険会社について、ESRの分子の適格資本の内訳を分析したところ、評価差額等¹³の割合が大きく、これが経済前提に対する純資産の変動性の主因となっていた(図1)。なお、損害保険会社については、経済前提に対する感応度は生命保険会社と比較して小さかった(図2)。

16. 所要資本のリスクカテゴリ毎の内訳は、図3(生命保険会社)、図4(損害保険会社)のとおりであった。

III. 2. 内部モデルの状況

17. 各社において、リスク管理・経営管理における内部モデルの活用が進められており、当該モデルの検証態勢についても、各社で課題を認識の上、高度化へ向けた不断の取り組みがなされていることが確認された。

18. 内部モデルの検証は、データ品質、計算前提や手法の妥当性、モデルガバナンスの遵守状況、文書化の状況等の中から各社で重要と考える項目を対象として実施されていた。また、検証の実効性を確保するために、内部モデルの開発・所管部門による検証と、独立した第三者による検証が適宜組み合わせられていた。

19. 内部モデルの開発・所管部門から独立した第三者による検証としては、内部監査部門による検証に加え、専門性を補完するために外部の監査法人やコンサルティング会社を活用する例が多く見られた。外部専門家の活用実態は各社各様であり、定期的に内部モデル検証の委託先を変更する社も見られた一方で、内部モデルの開発と検証を同一先に委託している社も見られた。

20. なお、内部モデルによる計算結果と今回のフィールドテストの結果との差異は各社各様であったが、差異の要因は各社で分析・把握されていた。

¹³ Tier1の構成要素の一つであり、投資資産の含み損益や保険負債の現行会計と経済価値の差額等が含まれる。

III.3. その他の論点

21. 生命保険会社については、特に、イールドカーブがフラット化している状況においては、保険負債の割引金利における超長期の補外方法が、ESR に大きな影響を与えることが確認された。なお、各社のリスク管理においては、補外開始点や UFR の水準等について、今回のフィールドテストで試行された補外方法とは異なる方法も多く採用されていることが確認された。

22. 生命保険会社の資産運用ポートフォリオを踏まえると、

- 保険負債の割引金利において、どのようなスプレッドを上乗せするか
- 外債投資が増えているが、その実態をどのように反映するか
- 経済環境が悪化した場合のカウンターシクリカルな措置をどのように考えるか

等の論点について検討を深めることが重要とのコメントが多かった。

23. ICS は IAIGs を対象とした規制であり、国内の規制を考える上では、我が国の保険会社の特性を踏まえた規制とすべきとの意見が見られた。また、ICS は連結ベースの規制であり、単体ベースで適用する場合にはグループ内部取引¹⁴等について適切に実態を反映すべきとの意見が見られた。

24. 経済価値ベースの規制導入に関する全般的な意見として、前回は十分な準備期間の確保や基盤の整備に関する意見が多かったところ、今回は経済価値ベースの指標を規制で用いる場合の懸念点・留意点等に関する意見が多かった。

IV. 今後の課題

25. 保険会社は、保険契約者等の信認を確保するため、リスクに応じた十分な資本を保有することが極めて重要である。その上で、環境変化に対応するリスク管理を伴った健全なリスクテイクによって、収益を確保する必要がある。すなわち、収益・リスク・資本のバランスに配慮した経営判断が求められることになるが、こうした判断を行う上では、保険会社が自らの財務状況を的確に把握することが重要である。

26. ESR は、基準日時点の資産、負債を対象として、直近の経済前提に内包され

¹⁴ 適切にリスクを管理するため、グループ内の他の企業に再保険でリスクを移転する等の取引。

る見込みどおりに将来の経済変数が推移するという仮定に基づき計算される指標であり、保険会社の財務状況を的確に把握する目的においては、有益な指標である。一方で、今回のフィールドテストで採用した計算方法では、円金利のイールドカーブが低位かつフラット化した特殊な状況下において、将来数十年に亘り金利が低位で推移するという保守的な経済前提に基づき ESR が計算されることになる。

27. 今回のフィールドテストでは、ESR のこのような特性が顕在化しているのが確認されたため、保険会社の財務状況を検証する際には、ESR の大小だけではなく、ORSA¹⁵や保険計理人の将来収支分析等の既存の監督上のツールから得られるリスクテイクや内部管理の状況も踏まえた、多面的な検証が重要であると改めて認識された。

28. また、ソルベンシー規制に ESR を導入する場合には、その評価・監督手法如何では、保険会社の過度なリスク回避的行動を惹起し、保険会社の長期的な健全性、金融市場や保険会社の社会的役割等に対して、意図せざる影響をもたらす可能性がある。国内の保険会社のソルベンシー規制に ESR を導入することについては、こうした意図せざる影響や国際的な動向を踏まえつつ、関係者との対話を重視して、引き続き検討していく。さらに、IAIS における ICS の検討にも、こうした問題意識を踏まえて積極的に参加していく。

29. なお、仮にソルベンシー規制において内部モデルを活用する場合には、

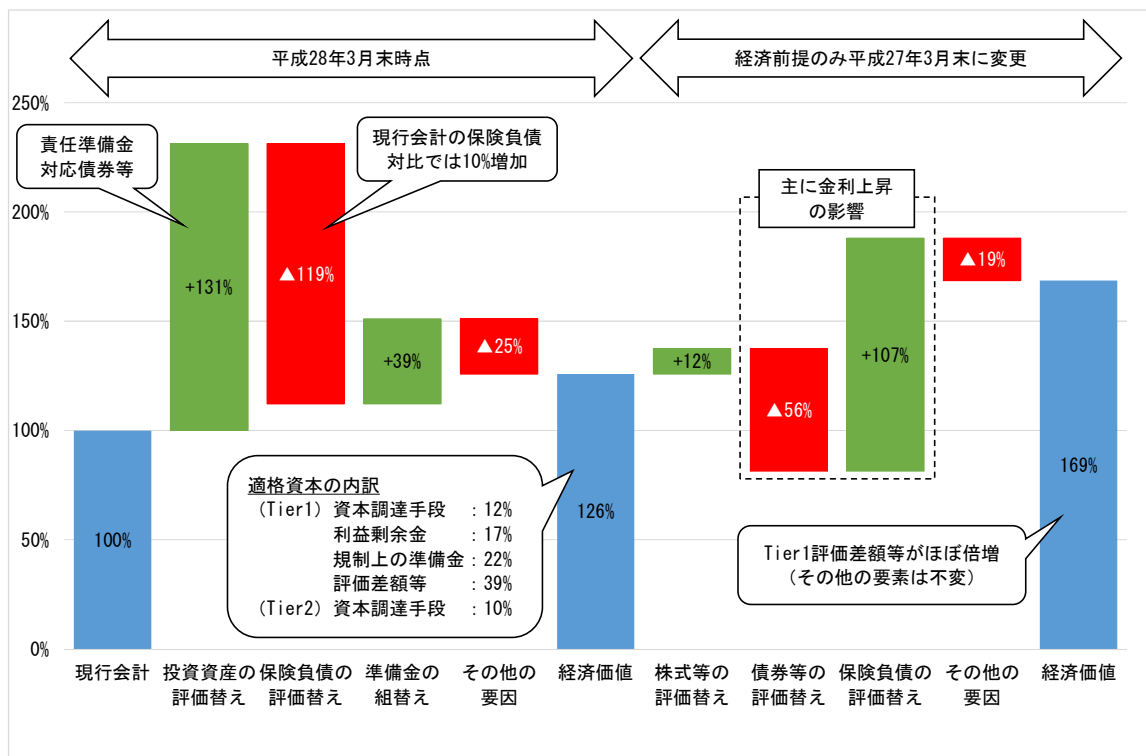
- モデルの対象とするリスクの重要性
- モデルの複雑性および検証態勢
- 金融庁における審査態勢

等を踏まえた効率的なモデル審査を行うとともに、比較可能性確保の観点から、標準モデルとのバランスにも配慮することが重要と考えている。このような視点を踏まえ、引き続き、活用のあり方についての検討を進めるとともに、各社に対しては、ORSA 等を通じて、内部モデルの検証態勢の高度化を促していく。

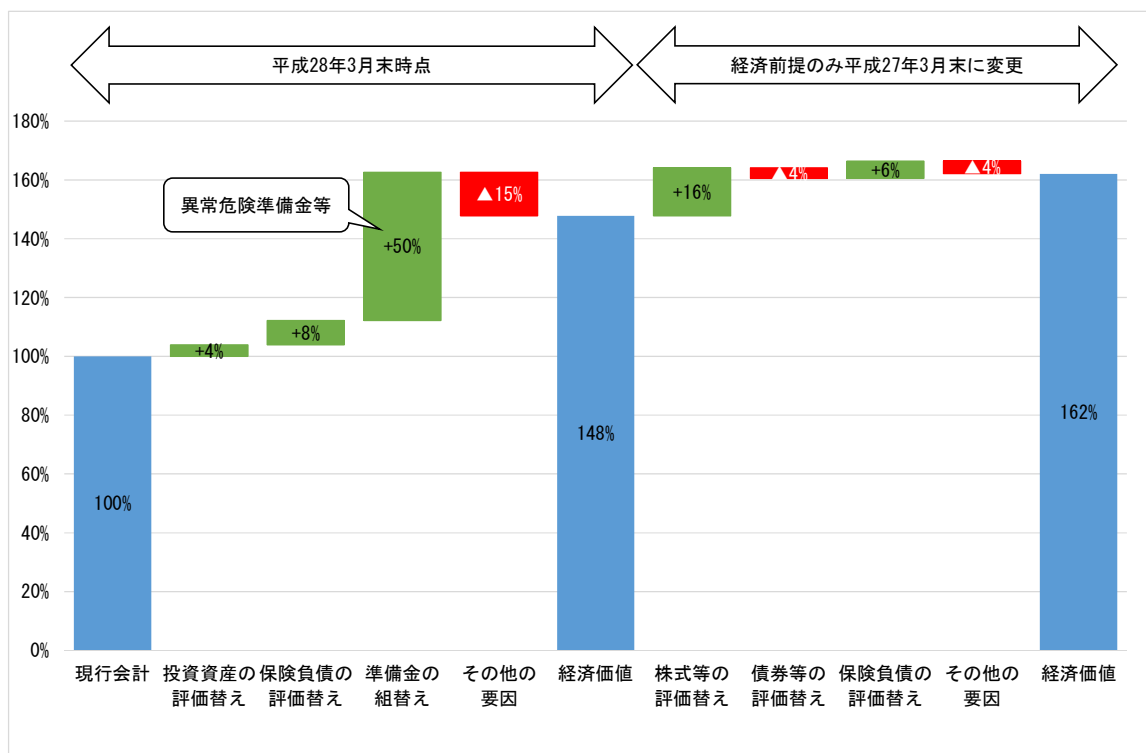
以上

¹⁵ Own Risk and Solvency Assessment の略。

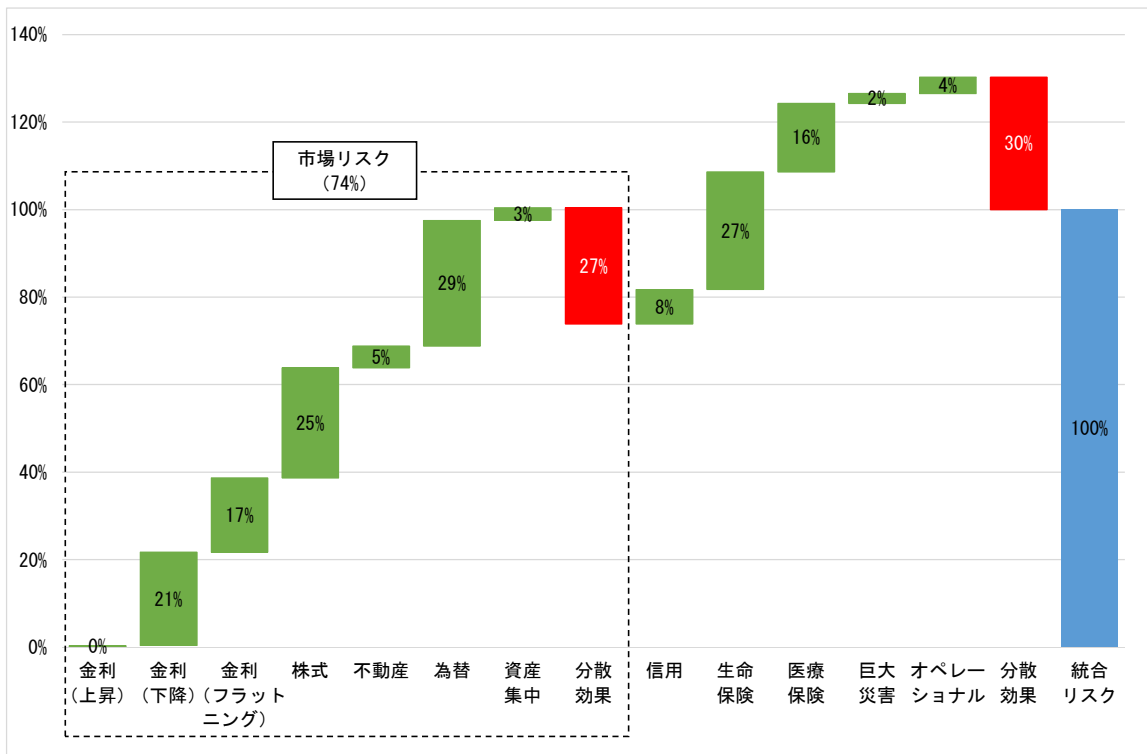
(図1) 生命保険会社の純資産の変動要因 (単体ベース)



(図2) 損害保険会社の純資産の変動要因 (単体ベース)



(図3) 生命保険会社の所要資本の内訳 (平成28年3月末、単体ベース)



(図4) 損害保険会社の所要資本の内訳 (平成28年3月末、単体ベース)

